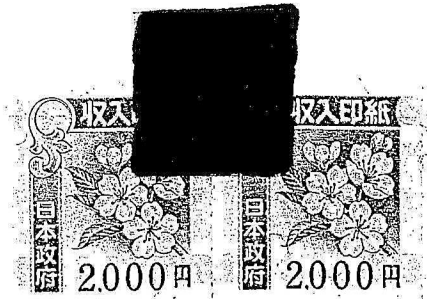


木質バイオマス売買契約書



霧島木質燃料株式会社（以下「甲」という）と伊佐愛林有限会社（以下「乙」という）とは、木質バイオマスに関する数量、単価について、下記条項により契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

（数量、価格）

第2条 数量および価格については、次の通りとする。

（1）原木

		工場着(税抜)
間伐材等由来の木質バイオマス	数量	■■■■■
	単価	7000 円
一般木質バイオマス	数量	■■■■■
	単価	5000 円

取引条件

- ・取引にあたっては、林野庁の示したガイドラインにもとづいた証明書を添付することを原則とする。
- ・数量については、平成26年度（平成26年4月～平成27年3月）とする。
- ・受入については、霧島木質燃料(株)ヤード設置の計量機での重量(t)とする。ただし、計量機設置前については、農林規格(m3)による材積取引とする。尚、材長については、2m、3m、4mを基本とする。
- ・短コロについては、管理の関係で短コロのみの積載にての納入、計量とする。価格は、工場着4,000円とする。
- ・支払い条件については、■■■■■とする。

（2）チップ

		工場着
間伐材等由来の木質バイオマス	数量	
	単価	
一般木質バイオマス	数量	
	単価	

取引条件

- ・取引にあたっては、林野庁の示したガイドラインにもとづいた証明書を添付することを原則とする。
- ・チップ受入については、工場着のみとし、受入数量については、霧島木質燃料(株)ヤードに設置の計量機での重量(t)とする
- ・価格提示については、受入設備が整った段階（平成26年度下期予定）からとする。

・含水率を考慮した取引とし、運用については、受入が整った段階で案内するものとする。

(契約期間)

第3条 この契約は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする。

次年度以降の契約については、平成26年度契約を基本とするが、契約更新については、発電事業の経営状況や取巻く環境を考慮し、平成26年度内に協議、決定し、「霧島木質バイオマス燃料協議会」にて確認するものとする。

(その他)

第4条 本契約期間中に、疑義が生じた場合は、甲乙相互に協議するものとする。

上記、契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、甲、乙、記名押印の上、1通ずつを保有するものとする。

平成26年4月29日

甲

住 所 霧島市国分中央3丁目12-4

氏 名 霧島木質燃料株式会社

代表取締役 西 身

乙

住 所

氏 名